

安曇野市地域市民運動会交付金交付規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>○安曇野市地域市民運動会交付金交付規則<br/>平成21年 8 月12日規則第26号</p>   | <p>○安曇野市地域市民運動会交付金交付規則<br/>平成21年 8 月12日規則第26号</p>   |
| <p>安曇野市地域市民運動会交付金交付規則<br/>(趣旨)</p>  | <p>安曇野市地域市民運動会交付金交付規則<br/>(趣旨)</p>  |
| <p>第1条 この規則は、実行委員会に交付金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>  | <p>第1条 この規則は、実行委員会に交付金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>  |
| <p>(定義)</p>   | <p>(定義)</p>   |
| <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>   | <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>   |
| <p>(1) 地域 豊科地域、穂高地域、三郷地域、堀金地域又は明科地域のそれぞれの地域をいう。</p>   | <p>(1) 地域 豊科地域、穂高地域、三郷地域、堀金地域又は明科地域のそれぞれの地域をいう。</p>   |
| <p>(2) 市民運動会 市内の地域で実施する市民運動会をいう。</p>  | <p>(2) 市民運動会 市内の地域で実施する市民運動会をいう。</p>  |
| <p>(3) 実行委員会 市民運動会の運営を行う組織をいう。</p>  | <p>(3) 実行委員会 市民運動会の運営を行う組織をいう。</p>  |
| <p>(4) 人口数 毎年4月1日現在の住民基本台帳に基づく地域の人口数をいう。</p>  | <p>(4) 人口数 毎年4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく地域の人口数をいう。</p>   |
| <p>(交付対象事業及び額)</p>  | <p>(交付対象事業及び額)</p>  |
| <p>第3条 交付金の交付対象となる事業は、実行委員会が行う市民運動会とする。</p>   | <p>第3条 交付金の交付対象となる事業は、実行委員会が行う市民運動会とする。</p>   |
| <p>2 交付金の額は、地域の人口数に4円を乗じて得た額に12万円を加えた額とする。</p>  | <p>2 交付金の額は、地域の人口数に4円を乗じて得た額に12万円を加えた額とする。</p>  |
| <p>(交付金の使途)</p>   | <p>(交付金の使途)</p>   |
| <p>第4条 交付金は、市民運動会を実施するための経費以外に充ててはならない。<br/>(交付申請等)</p>   | <p>第4条 交付金は、市民運動会を実施するための経費以外に充ててはならない。<br/>(交付申請等)</p>   |
| <p>第5条 交付金を受けようとする実行委員会の代表者(以下「代表者」という。)は、事業を開始する日までに地域市民運動会交付金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> | <p>第5条 交付金を受けようとする実行委員会の代表者(以下「代表者」という。)は、事業を開始する日までに地域市民運動会交付金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> |
| <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、地域市民運動会交付金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。</p>                      | <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、地域市民運動会交付金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。</p>                      |
| <p>3 代表者は、前項の通知書を受けたときは、地域市民運動会交付金請求書(様式第3号)により市長に請求しなければならない。</p>                              | <p>3 代表者は、前項の通知書を受けたときは、地域市民運動会交付金請求書(様式第3号)により市長に請求しなければならない。</p>                              |
| <p>(実績報告)</p>   | <p>(実績報告)</p>   |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>第6条 代表者は、事業終了後速やかに地域市民運動会交付金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。<br/>（中止届）</p>   | <p>第6条 代表者は、事業終了後速やかに地域市民運動会交付金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。<br/>（中止届）</p>   |
| <p>第7条 代表者は、事業を中止したときは、地域市民運動会中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。<br/>（決定の取消し及び返還）</p>   | <p>第7条 代表者は、事業を中止したときは、地域市民運動会中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。<br/>（決定の取消し及び返還）</p>   |
| <p>第8条 市長は、代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。<br/>（1） 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。<br/>（2） 第4条の規定に違反して交付金を他の用途に使用したとき。<br/>（3） 前条に規定する届出書を提出したとき。</p> | <p>第8条 市長は、代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。<br/>（1） 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。<br/>（2） 第4条の規定に違反して交付金を他の用途に使用したとき。<br/>（3） 前条に規定する届出書を提出したとき。</p> |
| <p>2 市長は、前項の場合において、既に交付した交付金があるときは、地域市民運動会交付金返還請求書（様式第6号）により当該交付金の全部又は一部を返還させるものとする。<br/>（補則）</p>   | <p>2 市長は、前項の場合において、既に交付した交付金があるときは、地域市民運動会交付金返還請求書（様式第6号）により当該交付金の全部又は一部を返還させるものとする。<br/>（補則）</p>   |
| <p>第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。<br/>附 則<br/>この規則は、平成21年9月1日から施行する。</p>   | <p>第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。<br/>附 則<br/>この規則は、平成21年9月1日から施行する。</p>   |
| <p>様式第1号（第5条関係）</p>   | <p>様式第1号（第5条関係）</p>   |
| <p>様式第2号（第5条関係）</p>   | <p>様式第2号（第5条関係）</p>   |
| <p>様式第3号（第5条関係）</p>   | <p>様式第3号（第5条関係）</p>   |
| <p>様式第4号（第6条関係）</p>   | <p>様式第4号（第6条関係）</p>   |
| <p>様式第5号（第7条関係）</p>   | <p>様式第5号（第7条関係）</p>   |
| <p>様式第6号（第8条関係）</p>   | <p>様式第6号（第8条関係）</p>   |